

「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」(令和4年度)の概要

居住支援協議会の重要性と課題

- 市区町村の居住支援協議会は、関係者の連携等を図る地域のプラットフォームの機能を果たすほか、居住支援団体等と連携しながら居住支援サービスを提供するなど、地域の居住支援体制において特に重要な役割を担っている。
- しかしながら、居住支援協議会を設立した市区町村は66市区町にとどまっている。そのため、住生活基本計画（令和3年3月）において、市区町村の居住支援協議会に関する成果指標を新たに策定するなど、その設立を促進することとしている。

一方で、市区町村では設立に向けて様々な課題を抱えていることも・・・

(例) 居住支援協議会の設置に意欲はあるが関係者の合意が得られない／どうやって設立すればよいか分からない など

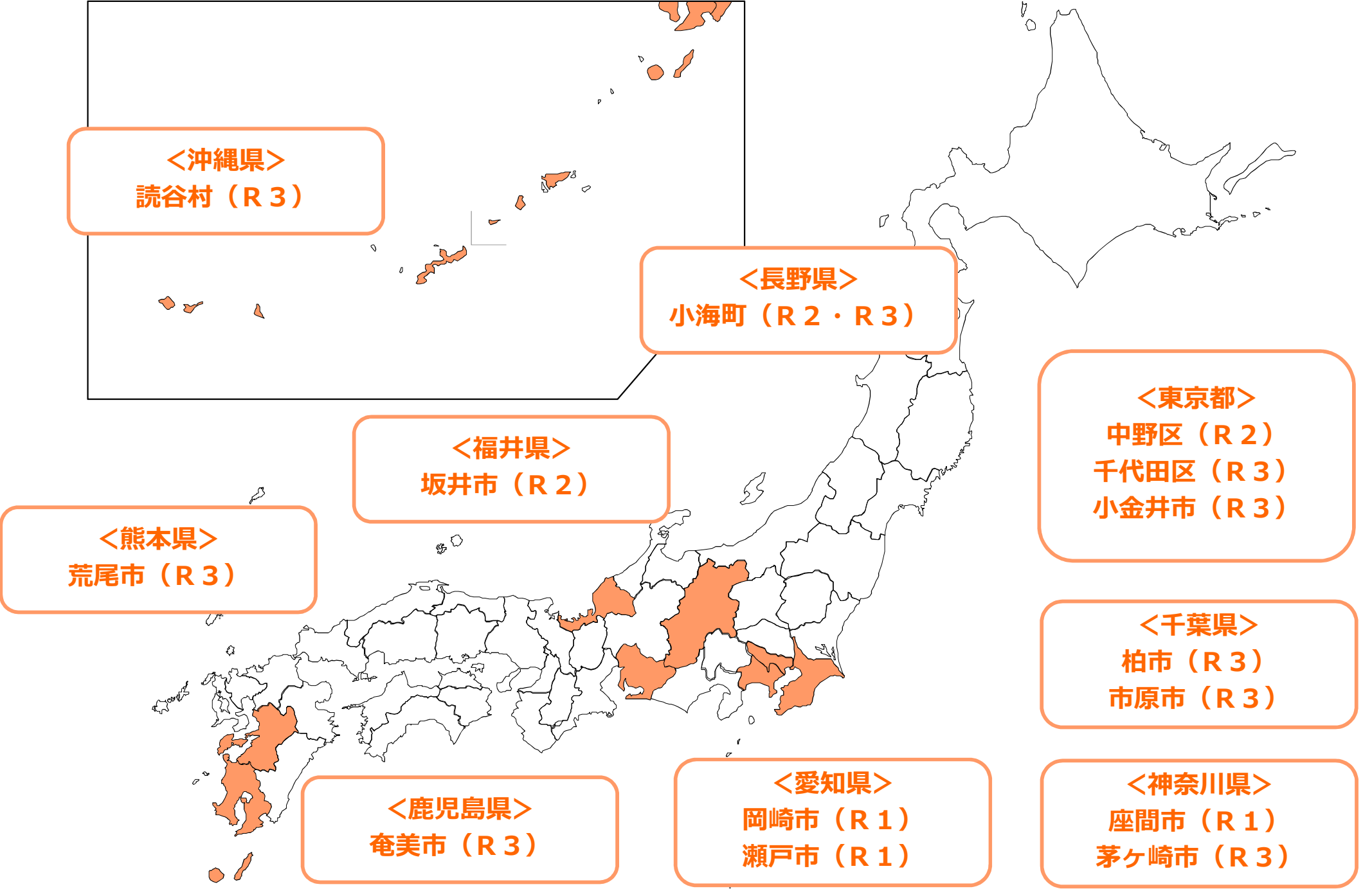
👉 **居住支援協議会の設立意向がある市区町村を募集し、ハンズオン支援を実施！**

👉 **市区町村の設立を支援する都道府県を募集し、支援を実施！**

■ 「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」の概要

部門	応募主体	採択予定	主な支援内容 ※個別状況に応じた支援を提供
設立部門 (①都道府県型)	都道府県 又は 都道府県居住支援協議会 ※住宅部局・福祉部局の連名でも応募可能 ※複数市区町村の設立促進に取り組むことが要件	2団体程度	①有識者、国交省・厚労省職員等の派遣 (勉強会の講師、関係者との調整等) ②課題の相談及びアドバイス ③制度や他の協議会の事例、マニュアル、パンフレット等の情報提供 ④第1線で活動されている行政職員や実務者の紹介 ※新型コロナウイルス等の状況に応じて、オンラインと対面を併用して支援。
設立部門 (②市区町村型)	市区町村 ※住宅部局・福祉部局の連名でも応募可能 ※都道府県／居住支援法人との連名でも応募可能	4団体程度	
活性化部門	居住支援協議会 ※都道府県／居住支援法人との連名でも応募可能		

【過去実績】居住支援協議会伴走支援プロジェクト(令和元年度～)



伴走支援プロジェクトの取組事例【茅ヶ崎市】

○ 平成28年度に「住まいの相談窓口」を都市政策課に開設。令和3年度からは、相談ごとの対応モデルを確立し「茅ヶ崎市居住支援モデル」を開始 …対応できる事例もある一方、都市政策課だけでは対応困難な事例も多く、生活支援につなげる必要性を実感

生活支援につなげるためには、まずは既存事業を組み合わせることが必要！

(不動産店・都市政策課は福祉サービスを把握できていない ⇔ 福祉関係団体・福祉部局は不動産店の考えを知る機会がない)

実現に向けた手段として、居住支援協議会（お互いを知る場）の設立を検討！ ※人に帰属することなく、きめ細やかな対応も可能に

【支援体制】有識者（かながわ住まいまちづくり協会／座間市・居住支援法人）・国土交通省・高齢者住宅財団

課題

市内の認識が統一されていないため
居住支援協議会の意義や活動内容についての意識統一が図れない・・・

相談者は生活面の課題を抱えており、
福祉部局と連携した相談窓口体制の構築、運用の検討が必要・・・

市内に居住支援法人がないため、
不動産店や大家さんが安心できる支援体制が十分ではない・・・

伴走支援

<意見交換会>

- 制度紹介（国交省）／先進自治体の取組紹介（座間市・居住支援法人）
- ☞ 様々な業種が会うきっかけに（居住支援のスタートライン）！
- ☞ 各部局・各団体の認識や思いの差など、課題も浮き彫りに！

<設立準備会（ワークショップ）>

- 取組紹介（福祉部局・支援団体）／グループワーク
- ☞ 市内の生の声（居住支援の必要性）を聴き、当事者意識が醸成！
- ☞ 住まいを探す立場／提供する立場、それぞれの取組を知る機会に！

<ヒアリング支援>

- 先進自治体（座間市）／支援団体（社会福祉法人2社）
- ☞ 伴走支援プロジェクトの先輩自治体からアドバイス！
- ☞ 市内の支援団体へのヒアリングを通じて、関係者を掘り起こし！



<意見交換会の様子>



<ワークショップの様子>

※意見交換会・設立準備会には、住宅部局・福祉部局・不動産店・支援団体などが参加



- 居住支援の必要性や居住支援協議会の設立意義について、市内外ともに理解されつつある
- ヒアリングや意見交換会を通じて、住宅・福祉を超えた顔の見える関係が構築されつつある

★令和4年4月 茅ヶ崎市居住支援協議会 設立！（事務局：都市政策課）

伴走支援プロジェクトの取組事例【小金井市】

○ 住宅マスタープラン策定に伴い、賃貸住宅所有者への意向調査を実施。住宅確保要配慮者への拒否感が強いことを実感する一方、「何かあったときに代わりに対応できる人や機関がある」場合には入居を受け入れてもらえる可能性があることも把握
…既存事業で対応可能なこともあるものの、現状は関係各課が個別対応しており、住宅確保要配慮者の入居支援につながっていない

居住支援の環境を整備するため、全体の状況把握・整理が必要！

👉 **庁内の関係各課や関係団体がつながる場として、居住支援協議会の設立を検討！** ※活動を通じて、賃貸住宅所有者の理解が深まることにも期待

課題

庁内の関係各課に居住支援が上手く伝わらず、意思統一が不十分・・・

不動産事業者とつながりはあるが、居住支援に対する関係は構築できていない・・・

住宅確保要配慮者の相談窓口を社会福祉協議会にお願いしたいが、体制整備が必要・・・

伴走支援

【支援体制】有識者（白川教授（日本大学）／かながわ住まいまちづくり協会／福岡市社会福祉協議会）
・厚生労働省・国土交通省・高齢者住宅財団

<庁内勉強会>
○講演（白川教授）／制度紹介（厚労省）
👉 福祉部局の理解促進のため、福祉側からアプローチ！
👉 関係団体との調整が課題であるものの、住宅部局の考えには理解！

<設立準備会・グループワーク>
○制度紹介（国交省）／モデルケースについてグループワーク
👉 一部の不動産事業者は、居住支援の重要性を認識していると判明！
👉 不動産事業者の福祉制度への理解促進が課題であることも認識！

<情報提供・先進自治体の実務担当を紹介>
○先進団体の取組事例（福岡市社会福祉協議会）／その他
👉 相談窓口のあり方について、市と社会福祉協議会で勉強・協議！
👉 補助金の活用や会則の作成などについて、随時情報提供！



<設立準備会の様子>



<グループワークの様子>

※設立準備会・グループワークには、住宅部局・福祉部局・不動産協会・地域包括支援センターなどが参加



○ 社会福祉協議会に相談窓口を受託してもらえることとなり、令和4年度に開設予定
○ 更なる理解促進や居住支援施策の充実はあるが、関係者からも合意を得られつつある
★令和4年4月 小金井市居住支援協議会 設立！（事務局：住宅部局）

都道府県による居住支援体制の構築に向けた支援事例【大分県】

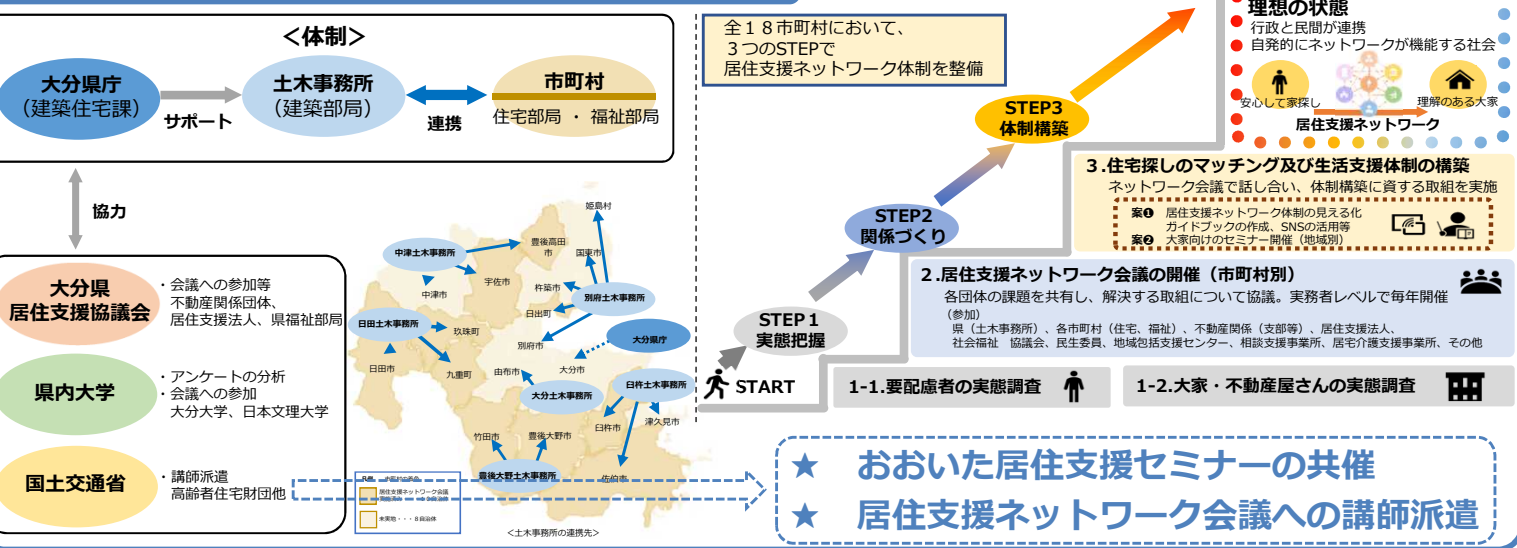
大分県の課題

- 居住支援を取り巻く環境が市町村ごとに異なり※、県の居住支援協議会だけで県内の居住支援体制の充実を図ることは困難。
※都市部は賃貸住宅が充実している一方、地方部は空き家が多く、賃貸住宅がほとんどない等
- 市町村の住宅部局及び福祉部局が庁内連携して、居住支援に取り組む体制ができていない。

市町村ごとに居住支援体制を整備することが必要！
市町村内の連携体制の構築を県が支援することが必要！

令和3年度から市町村ごとの居住支援ネットワーク体制整備を県が支援

大分県の支援体制及び支援内容 ※大分県資料より作成



<竹田市の取り組み事例>

- ①それまでの状況
- 住まいの問題は市営住宅のみ、福祉部局とも特段連携なし(住宅部局)
 - 住まいの問題は抱えているが、不得意な分野で、対応は個別かつ限定的(福祉部局)
 - 行政とつながりなく、地域のなかで何をしたいのかわからない(居住支援法人)

県職員の働きかけにより、居住支援ネットワーク会議でまずは関係者が集まることに！



②居住支援ネットワーク会議での課題・気づき

- 【課題】**
- ・相談に対して、個別対応～個別のつながりでは負担大
 - ・既存の取組はあるが、対症療法的な取組が中心
 - ・既存組織の連絡・協議体制では居住支援として不十分
 - ・横の連携が不足、個々の取組が連動できていない

- 【気づき】**
- ◎現場の連携の必要性に気づき
 - ◎居住支援は“地域の問題”“まちづくり”であり、住宅・福祉を超えた共通言語・共通課題
 - ◎居住支援協議会は、相談対応の負担軽減や継続性・持続性など、メリットは多いが、デメリットはない

課題の解決、円滑な取り組みの推進に向けて、居住支援協議会を設立することに！

【令和3年度の取組結果】

- ◎全市町村で居住支援アンケートを実施
- ◎住宅部局・福祉部局・不動産事業者・居住支援団体が参加するネットワーク会議を開催
 - 👉 令和4年度以降も取り組みを継続することにより、居住支援体制の充実を図る予定！
 - 👉 居住支援ネットワーク会議の開催等を通じて、竹田市で居住支援協議会が設立！